



巻頭言

就任ご挨拶

農林水産省 農産局 果樹・茶グループ長 橋本 陽子

果物 200gを
毎日食べましょう。

巻頭言

・就任ご挨拶 p1

果樹を巡る動き

・令和4年度果樹支援対策
予算概算要求の概要につ
いて p2

特集

・商標を活用したりんご「シ
ナノゴールド」の海外許諾
p5

業務日誌、人事異動

p8



応援します



国際果実野菜年

2021

中央果実協会は
「国際果実野菜年2021」の
オフィシャルサポーターです。

7月に農産局果樹・茶グループ長を拝命し、果樹振興業務を担当することになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

国内果樹の生産振興を担当させていただくことになり、責任の重大さに身の引き締まる思いがしております。引き続き、果実の加工・輸出を担当する園芸作物課としっかり連携を図りつつ取組を進めてまいります。

こどもの頃から親しんできた日本の果物ですが、今日ほど、バラエティ豊かで美味しいものばかりではなかった記憶があります。一つのみかん箱の中にも、甘くて美味しいものと、味がぼやけたものが混ざっており、これは当たり、これは外れ、と家族で言い合いながら、食べていた思い出があります。

今では、国内のどこでも、美味しい果物を食べられることが当たり前になってきました。とは言っても、湿潤で病害虫の発生も多い日本は、決して果樹生産が容易とは言えません。生産者の皆様が、不利な気象条件等を乗り越えるために、技術力を高め、食味も良く外観にも優れた高品質果樹生産に取り組みされてきたこと、また、消費者に高品質な果物を届けるための選別の徹底をはじめ、生産から流通・消費に至るまで、産地をはじめとする関係者の皆様のこれまでの大変なご努力・ご尽力の賜だろうと思います。

結果、味も見栄えも良い日本の果物は、国内だけでなく、海外でも大人気です。

かつて、果樹農業は、供給過剰基調に対応した生産抑制的な施策を進めてきておりました。しかし、果樹農業は、整枝・せん定等に高度な技術が必要で、収穫等の機械化が困難な作業が多いことから、労働集約的な構造となっており、生産者の減少や高齢化、後継者不足と相ま

て、栽培面積が長期的に減少し、生産基盤が脆弱化している状況にあります。このため、今では、国内外で高まっている需要に 대응できないということが大きな課題となっており、新たな果樹農業振興基本方針（令和2年4月）では、従来施策を見直し、低下した供給力を回復し、生産基盤を強化するための施策へと大転換しています。

このような施策方針を受け生産基盤を強化するため、令和4年度概算要求では、

- ① 省力樹形の導入や優良品種の導入による労働生産性や収益性の向上
- ② 生産性の高い園地づくりに向けたほ場の小規模整備や、災害にも対応力を高める防風施設などの導入
- ③ 病害虫の発生源となる栽培不適地における放任園の解消
- ④ 未収益期間の管理経費の支援による改植・新植に係る経営リスクの低減
- ⑤ 抜本的な労働生産性向上のための大規模な先進的かつ総合的な改植・新植の取組

といった支援を行うこととしております。

また、輸出拡大に向けた取組も進められています。

政府は、農林水産物・食品の輸出額目標として、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円を設定しています。令和2年12月に策定された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」では、りんご、ぶどう、もも、かんきつ毎に2025年までの目標設定が行われています。国内需要も旺盛で、輸出に十分量を仕向けられない品目もあるような状況ですが、今後の国内外のニーズに対応できるよう、果樹の生産振興を進めてまいります。

最後になりますが、果樹農業の振興のため、力を尽くしてまいりますので、皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

果樹を巡る動き

令和4年度果樹支援対策予算 概算要求の概要について
農林水産省 農産局 果樹・茶グループ(果樹振興班) 生産専門官 飛瀬 照美

1. はじめに

果樹関係施策の推進につきましては、日頃より関係者の皆様の御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

本稿では、令和3年8月31日に農林水産省が公表した令和4年度予算概算要求のうち、果樹支援対策(果樹農業生産力増強総合対策)について紹介します。

2. 基本的な考え方(生産基盤の強化に向けて)

高品質な国産果実は国内外から高く評価されており、輸出品目としてのポテンシャルも高く、中山間地域を始めとする地域農業の基幹品目となっております。他方で、人口減少の本格化により国内需要が減少している中、生産現場の人手不足等の生産基盤のぜい弱化により、需要の減少を上回って生産量が減少している状況であることも皆様の御認識の通りです。

農林水産省は、令和2年4月に新たな果樹農業振興基本方針を公表し、このような「果樹農業の振興に向けた基本的考え方」を示したところです。

また、その基本方針の中で果樹農業の持続性を高めるためには、「供給過剰基調に対応した生産抑制的な施策から、低下した供給力を回復し、生産基盤を強化するための施策に転換していく必要がある」ことを定めました。

これを踏まえ、令和2年度予算からは、令和元年度までの

「果樹農業好循環形成総合対策」から事業名を「果樹農業生産力増強総合対策」に変更し、生産基盤の強化に必要となる「労働生産性の向上」に着目した取組への支援を拡充しています。

また、令和3年度予算では、省力樹形の導入推進のため、省力樹形用苗木の安定生産に向けたモデル的な取組に対する支援を追加しました。

令和4年度予算概算要求においてもこれを引き継ぎ、基本方針の実現に向け、果樹農業の生産基盤の強化に向けた取組への支援を強化していくこととしています。

3. 果樹農業生産力増強総合対策(拡充)

我が国の果樹産地の生産基盤を強化するため、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品目・品種への改植・新植等について引き続き支援することに加え、定額補助の対象の拡充を図ります。また、加工原料向けの有機果樹の導入に向けた取組を新たに支援します。

さらに、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、水田の樹園地への転換や中山間地等の既存産地の改良を通じた、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等の取組と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組に対する総合的支援を継続します。

持続的生産強化対策事業のうち
果樹支援対策(果樹農業生産力増強総合対策) 【令和4年度予算概算要求額 5,854(5,102)百万円】

<対策のポイント>
我が国の果樹産地の生産基盤を強化するため、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形、優良品目・品種への改植・新植等を支援します。さらに、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、まとまった面積で実施する、省力樹形・機械作業体系の導入、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組を総合的に支援します。また、加工原料向けの有機果樹導入に向けた取組を新たに支援します。

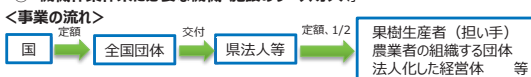
<事業目標>
果実の生産量の拡大(283万トン〔平成30年度〕→308万トン〔令和12年度まで〕)

<事業の内容>

1. 優良品目・品種、省力樹形の導入支援
優良品目・品種への改植・新植と、それに伴う未収益期間における幼木の管理に要する経費を支援します。特に、平坦作業性の良い水田等への新植、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形の導入を推進します。
<改植(括弧内は新植)の支援単価の例>

品目	慣行栽培	省力樹形栽培	未収益期間対策(幼木管理経費)
かんきつ	23(21)万円/10a	111(108)万円/10a(根域制限栽培)	5.5万円/10a ×4年分 (品目共通)
りんご	17(15)万円/10a	53(52)万円/10a(高密度植栽高栽培) 73(71)万円/10a(超高密度栽培)	
なし	17(15)万円/10a	33(32)万円/10a(ジョイント栽培)	

2. 労働生産性を抜本的に高めた果樹のモデル産地育成
一定規模以上(2ha以上(基盤整備を行う場合は5ha以上))での水田の樹園地転換や既存産地の改良と併せて、次の取組に要する経費を支援します。
① 小規模樹園地整備(土壌・土層改良・園内道の整備等)
② 改植・新植、それに伴う幼木の管理(省力樹形の導入等)
③ 早期成園化や経営の継続・発展に係る取組(最大51万円/10a)
④ 機械作業体系に必要な機械・施設のリース導入等



<事業イメージ>

1. 省力樹形の導入支援
省力樹形の特長
・ 小さな木を密植して、直線的に配列するため、作業動線が単純で効率的。
・ 密植することで、高収量化が可能。
・ 日当たりが均一となり、品質が揃いやすい。
・ 成木までの期間が短いことから、早期成園化が可能。

<省力樹形の例>
根域制限栽培(みかんの例) 超高密度栽培(りんごの例) ジョイント栽培(なしの例)

2. 果樹のモデル産地育成
樹園地転換・既存産地改良 省力樹形の導入 成園化
新産地育成型 既存産地改良型 大苗育成後 早期成園化、経営の継続・発展に係る取組 早期成園化 経営の継続 経営の発展 省力化・機械化の実践による労働生産性の抜本的な向上

<新産地育成型> 最大23万円/10a
①、②の取組
<既存産地育成型> 最大51万円/10a
①、②、③の取組

① 大苗の育成 20万円/10a
② 代替農地での営農 28万円/10a
③ 省力技術研修 3万円/10a

【お問い合わせ先】 農産局果樹・茶グループ (03-3502-5957)

(1) 果樹経営支援等対策(拡充)

労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品種・品種への改植・新植等について引き続き支援することに加え、定額補助の対象となる省力樹形に「V字ジョイント栽培」を追加します。また、それらに伴う未収益期間の幼木の管理、小規模園地整備、多目的防災網を含む防風ネット等の設備の導入、放任園地発生防止対策等の取組に対し支援します。

「V字ジョイント栽培」を追加します。また、それらに伴う未収益期間の幼木の管理、小規模園地整備、多目的防災網を含む防風ネット等の設備の導入、放任園地発生防止対策等の取組に対し支援します。

果樹支援対策(果樹農業生産力増強総合対策)

① 果樹経営支援等対策事業 【令和4年度予算概算要求額 5,854(5,102)百万円の内数】

我が国の果樹産地の生産基盤を強化するため、産地計画に位置付けられた担い手等を対象として**優良品種・品種への改植・新植、小規模園地整備**等の取組を支援します。
特に、**平坦で作業性の良い水田等への新植や、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形の導入を推進**します。

果樹経営支援対策事業(整備事業)

1. 改植・新植支援
優良品種・品種への改植・新植を支援。
特に、**平坦で作業性の良い水田等への新植や、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形の導入を推進**。

(1) 改植(新植)支援単価 (※補助対象となる樹齢密度を別途設定)

① 慣行樹形等	
みかん等のかんきつ類	23(21)万円/10a
りんご等の主要果樹	17(15)万円/10a
りんごのわい化栽培、加工用ぶどうの垣根栽培	33(32)万円/10a
上記のいずれにも該当しない改植・新植	補助率1/2以内
② 省力樹形	
超高密植(トールスピンドル)栽培(りんご)	73(71)万円/10a
高密植低樹高(新わい化)栽培(りんご)	53(52)万円/10a
根域制限栽培(みかん等のかんきつ類)	111(108)万円/10a
根域制限栽培(ぶどう、なし、もも等)	100(99)万円/10a
ジョイント栽培(なし、もも、すもも、かき等)	33(32)万円/10a
朝日コンパス方式(りんご)	33(32)万円/10a
V字ジョイント栽培(なし、りんご、もも等)	73(71)万円/10a
上記のいずれにも該当しない改植・新植	補助率1/2以内

(2) 面積要件 改植・新植面積が地続きで概ね2a以上

(省力樹形の例)




りんごの超高密植(トールスピンドル)栽培(慣行比1.7倍以上の単位収量)

3. 設備の導入支援
防風ネット(多目的防災網も対象)、防霜ファン、モレール等の設置を支援。

(1) 補助率 1/2以内

(2) 面積要件 受益面積が地続きで概ね10a以上



防風ネットの設置

4. 放任園地の発生防止対策
作業条件の悪い園地や、病害虫による被害等の温床となる荒廃園地等の解消・発生防止に向けた、産地内での合意形成に基づき行う伐採や植林等の取組を支援。

(1) 支援単価 みかん等のかんきつ類 10万円/10a
りんご等の主要果樹 8万円/10a (その他の果樹は補助率1/2以内)

(2) 面積要件 地続きで概ね2a以上

果樹未収益期間支援事業

改植・新植後の農薬代・肥料代等の幼木の管理経費を支援。
支援単価 22万円/10a
(=5.5万円/10a×改植・新植実施年の翌年から4年分。初年度に一括交付)

<事業の流れ>

```

    graph LR
      A[国] -- "補助率  
定額" --> B[全国団体]
      B -- "交付" --> C[県法人等]
      C -- "補助率  
定額、1/2" --> D[果樹生産者]
    
```

(2) 未来型果樹農業等推進条件整備

労働生産性を抜本的に向上させたモデル産地の育成を支援します。具体的には、平坦で作業性の良い水田等の樹園地への転換や、中山間地等の既存産地での基盤整備等を通じた、一定規模以上のまとまった面積(2ha以上(公共事業等による大規模な基盤整備を行う場合は5ha以上))での省力樹形※及び機械作業体系の導入に対し、早期成園化や成園化までの経営継続・発展等に係る取組をパッケージで支援します。

※ 急傾斜地等で省力樹形の導入が困難な場合は、整列樹形(作業の効率化や機械化への対応のため、慣行樹形の樹を直線的な樹列に植え付け、作業用機械の効率的な運用のための作業道(2~4m前後)を確保したもの)も支援対象。

支援タイプは新産地育成型と既存産地改良型の2タイプです。

【新産地育成型】

平坦で作業性の良い水田等を樹園地に転換し果樹を新植する場合に、省力樹形と機械作業体系の導入に必要な経費を総合的に支援します。

- ① 小規模園地整備に要する経費(排水路の整備、土壌・土層改良等)(1/2以内)
- ② 新植に要する経費(深耕・整地費、土壌改良費、植栽費、苗木代)(10a当たり定額)
- ③ 早期成園化、経営の継続・発展に係る取組に要する経費
次のア・イの取組を支援(最大23万円/10a※)
ア 大苗の育成:20万円/10a
イ 省力技術研修:3万円/10a
水田の場合、水田活用の直接支払交付金(以下のa・b)と合わせて最大40.5万円/10aを支援します(※上記の23万円/10aから10万円/10aを控除)。なお、各都道府県が定める「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられることが必要です。
a.高収益作物定着促進支援:2万円/10a×5年間
b.高収益作物畑地化支援 :17.5万円/10a
- ④ 未収益期間の幼木管理に要する経費(22万円/10a)
- ⑤ 機械化体系に必要な資材の導入・機材のリース導入等に要する経費(1/2以内)

〔既存産地改良型〕

中山間地等の既存産地において、果樹の省力生産・輸出拡大を実現するため、基盤整備や園地集積により栽培条件の改善を行い、生産拡大を図る場合に、省力樹形と機械作業体系の導入に必要な経費を総合的に支援します。

- ① 小規模園地整備に要する経費(園内道の整備等) (1/2以内)
- ② 改植に要する経費(伐採・抜根、深耕・整地費、土壤改良費、植栽費、苗木代) (10a 当たり定額)
- ③ 早期成園化、経営の継続・発展に係る取組に要する経費
次のア～ウの取組を支援(最大51万円/10a)

- ア 大苗の育成:20万円/10a
- イ 代替農地での営農:28万円/10a
- ウ 省力技術研修:3万円/10a

- ④ 未収益期間の幼木管理に要する経費(22万円/10a)
- ⑤ 機械化体系に必要な資材の導入・機材のリース導入等に要する経費(1/2以内)

(3) 果樹優良苗木・花粉安定確保対策

果樹生産に必要な苗木や花粉の安定供給を図るための生産体制の構築に向けた検討会の開催や優良苗木の生産体制の構築、国産花粉専用園地の育成等及び省力樹形の導入推進のための省力樹形用苗木の安定生産に向けたモデル的な取組を支援します。

果樹支援対策 (果樹農業生産力増強総合対策等)

② 未来型果樹農業等推進条件整備

【令和4年度予算概算要求額 5,854 (5,142) 百万円の内数】

<対策のポイント>

労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、水田の樹園地への転換や中山間地等の既存産地の改良を通じ、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等の取組と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組を総合的に支援します。

<事業目標>

果実の生産量の拡大 (283万トン〔平成30年度〕→308万トン〔令和12年度まで〕)

<事業の内容>

一定規模以上(2ha以上(基盤整備を行う場合は5ha以上))で省力樹形を導入する場合、それに必要となる次の取組を総合的に支援します。
(果樹農業生産力増強総合対策及び農地耕作条件改善事業により支援。水田に新植する場合は、さらに水田活用の直接支払交付金により支援。)

1. 新産地育成型 (水田等への果樹の新植)

(1) 早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

- ① 大苗の育成 : 20万円/10a
- ② 省力技術研修 : 3万円/10a

水田の場合、水田活用の直接支払交付金(a・b)と合わせて最大40.5万円/10aを支援。(※上記の23万円/10aから10万円/10aを控除)

- a. 高収益作物定着促進支援 : 2万円/10a×5年間
- b. 高収益作物畑地化支援 : 17.5万円/10a

(2) 機械作業体系に必要な機械・施設のリース導入等

2. 既存産地改良型 (中山間地等の既存産地の基盤整備後の改植)

(1) 早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

- ① 大苗の育成 : 20万円/10a
- ② 代替農地での営農 : 28万円/10a
- ③ 省力技術研修 : 3万円/10a

(2) 機械作業体系に必要な機械・施設のリース導入等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 新産地育成型



2. 既存産地改良型



【お問い合わせ先】 生産局果樹・茶グループ (03-3502-5957)

(4) 果実流通加工対策(拡充)

慢性的な供給不足となっている加工・業務用の国産果実について、

- 産地が主体となって行う省力化栽培技術等の実証、果実加工品の試作の取組を支援します。(補助率:定額)
- 高性能・高機能搾汁機等の整備による消費者ニーズへの対応を支援します。(補助率:定額、2分の1以内、3分の1以内)
- 加工・業務用果実の安定的な供給を実現するため、実需者とともに行う契約栽培の実証等を支援します。(補助率:定額)

- 加工専用園地における有機果樹の導入に必要な施肥、防除等の掛かり増し経費を新たに支援します。(補助率:定額)

4. 終わりに

令和4年度予算については、今後政府内で検討を進め、本年12月に政府予算案として概算決定され、国会での審議を経て成立することになります。このため、今回紹介した予算要求の内容については、予算折衝や実施要綱等の策定の過程で変更となる場合があります。

今後、各種機会をとらえて情報提供してまいりますので、今後の事業活用につなげていただければ幸いです。

果樹支援対策（果樹農業生産力増強総合対策等）

③ 果実流通加工対策事業

【令和4年度予算概算要求額 5,854（5,102）百万円の内数】

- 慢性的な供給不足となっている加工・業務用の国産果実について、
- 産地が主体となって行う省力化栽培技術等の実証、果実加工品の試作の取組を支援します。（補助率：定額）
 - 高性能・高機能搾汁機等の整備による消費者ニーズへの対応を支援します。（補助率：定額、2分の1以内、3分の1以内）
 - 加工・業務用果実の安定的な供給を実現するため、実需者とともに契約栽培の実証等を支援します。（補助率：定額）

< 事業の内容 >

1. 加工専用果実生産支援事業

- ・消費者ニーズを捉えた果実加工品の試作、当該加工品の原料価格を想定した低コスト・省力化栽培技術の実証等の取組を支援します。

2. 国産果実競争力強化事業

- ・国産かんきつ果汁製造業の強化を図るため、かんきつ果汁に係る経営分析・過剰設備の廃棄、全ての国産果実を対象とした高品質果汁製造設備等の導入を支援します。

3. 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業

- ・加工・業務用等の果実の生産・流通実態を踏まえ、
- ・安定的な流通体制を構築するための契約取引の実証
- ・果実の選別及び出荷体制の構築
- ・加工専用園地を育成するため、作柄安定技術や省力化技術の実証
- ・加工原料向けの有機果樹の導入を支援します。

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

1. 産地が主体となって行う生産・加工の取組の推進

- ・新たな果実加工品の試作による産地の収益力の向上。
- ・収量増加に繋がる剪定方法の改善。
- ・施肥方法の改善や防除作業の省力化による資材費の低減。
- ・外観等の品質に関係なく出荷できる利点を生かし、摘果を省略した栽培の実証。



2. 果汁製造業の競争力強化の推進、果汁製品の高品質化設備の導入

- ・高機能搾汁機、長期保存施設等の導入。
- ・新製品の開発、需要拡大に向けた取組の実施。



高性能・高機能搾汁機（例）
風味を最大限活かすため、ストリート果汁を
空気に触れない状態で搾る密閉製法

3. 産地と果実加工業者が一体的に行う供給不足解消の取組の推進

- ・コンビニのカットフルーツや学校給食用など、川下の需要に対応したサプライチェーンの構築。
 - ・効率的な出荷を実現するための出荷規格の簡素化。
 - ・栽培実証データの取得・分析。
 - ・加工専用園地における有機栽培への転換に必要な有機質肥料や有機JAS規格で使用可能な農薬等の資材導入。
- ※施肥・防除等の掛かり増し経費（有機栽培と慣行栽培との経費の差額）を支援。



特集

商標を活用したりんご「シナノゴールド」の海外許諾

長野県 農業試験場 知的財産管理部長 宮本 賢二

“りんごと言えば・・・赤？”

恐らく、「りんごは何色？」と尋ねられれば、多くの方は「赤、紅！」と答えるでしょう。「りんご＝赤色」。これは、日本を含む多くのアジア圏では共通認識だと思われ、黄色いりんごが市民権を得ているとは言えない状況にあります。筆者が子供の頃の黄色いりんごとと言えば「ゴールデンデリシャス」。綺麗な黄色をしたこのりんごを口に入れた瞬間、「うわっ！柔らか！」と感じた遠い記憶を思い出しますが、とある黄色いりんごに出会うまでは、筆者もやはり「りんご＝赤色」でした。なお、「ゴールデンデリシャス」は、後に育成される多くの品種の交配親になるほど、優秀な品種であることを申し添えておきます。

近年、品種育成担当者の涙ぐましい努力により、今までの黄色いりんごの概念を覆す品種が育成されています。その中の一つ、「シナノゴールド」。長野県果樹試験場が17年の歳月を経て育成したこの黄色いりんごが、国内のみならず海外に飛び出し、世界中の人々の食に潤いと感動を与えています。

「シナノゴールド」は、甘さと酸味のバランスが良い「千秋」と、栽培がしやすく多収な「ゴールデンデリシャス」を両親とする、10月中下旬に収穫期を迎える中生種です。

1999年に品種登録され、長野県はもとより日本一のりんご産地である青森県でも主力品種に位置付けられています。

“きっかけは「世界りんご交流大会」”

「シナノゴールド」が世界に羽ばたくきっかけになったのが、1997年に長野県で開催された「世界りんご交流大会」。当時、イタリアのりんご大産地、南チロルから参加していたりんごの栽培技術者から高い評価を受けたことが、2016年3月のライセンス契約締結に至る原点とも言えます。

「世界りんご交流大会」以降、海外の生産団体や種苗会社等から栽培許諾のオファーを受け、長野県として2003年から海外許諾に向けた検討を開始しています。そして、2007年、イタリア共和国南チロル特別自治州のリンゴ生産者の連合体である南チロル果物生産者協同組合（以下VOG）及びヴェル・ヴェノスタ協同組合（以下VI.P）を海外許諾団体として決定し、「品種シナノゴールドに関する利用許諾契約」を締結し、南チロル品種革新コンソーシアム（以下SKズードチロル）において試験栽培を開始しています。SKズードチロルは、世界中の新品種を集めて栽培試験を行い、品種特性を確認しながら、南チロルに適した市場性の高い品種を見出す組織で、有望品種を一気に増殖する体制を整えています。

この試験栽培では、南チロル地域における適応性や貯蔵性、マーケット調査等幅広く実施しています。その結果、当地域において有望な品種との判断に至り、2013年からは大規模商業栽培に向けた許諾契約等、具体的な検討・交渉を開始しました。

“品種選択の決定打＝味、貯蔵性”

欧州では、我が国では見ることが少なくなった黄色い品種「ゴールドデンデリシャス」が、食卓のフルーツバスケットの定位置に納まっています。これは、りんごの果皮色よりも品種そのものの特性を理解し、彼らの嗜好性と合致していると判断された結果だと推察されます。そのため、「シナノゴールド」も彼らに気に入ってもらわなければ、フルーツバスケットの定位置に納まる権利を得ることは出来なかったことでしょう。しかし、幸いにも「シナノゴールド」は彼らの味覚を刺激し、その権利を得ることが出来ました。

現地の検査員による官能検査では、「シナノゴールド」を「エキゾチックでトロピカル」、「歯切れ感とみずみずしさ、滑らかで、緻密な果肉」、「トロピカルな風味と高い糖酸比は、リンゴ市場を広げる」と、我々には理解できない表現も用いていましたが、欧州に広がる可能性がある味との評価が得られていました。また、一般消費者への食味調査でも、概ね好意的に受け入れられました。

一方、欧州の食卓では、果実そのものを食事として摂取する習慣があるため、通年、流通できること、即ち、同一地域において周年生産できないりんごの場合には、果実貯蔵性が優れることが品種選択の重要な判断基準になります。「シナノゴールド」は、試験栽培における貯蔵性評価試験において、彼らが求める基準をクリアしました。

このように、味、貯蔵性とも、彼らが納得できる評価が得られたため、欧州の食卓のフルーツバスケットに納まる権利を得ました。さて、「シナノゴールド」の果実の評価が得られた一方、当時、欧州で何の知的財産権も持たない状況を、どのように脱したのでしょうか？

“何を許諾するのか？”

海外からのオファーを受け、許諾先団体を決定した2007年当時、「シナノゴールド」が有する知的財産権は、我が国

における育成者権のみでした。そのため、許諾する前に海外における権利化が必要と判断し、まずは育成者権の取得を検討しました。

農作物の知的財産を保護する場合、品種登録による育成者権の取得が一般的で、海外においても同様です。しかし、今回の「シナノゴールド海外許諾」の場合、許諾先を決定した2007年には、我が国において品種登録出願された1996年3月から既に11年が経過しており、「植物の品種保護に関する国際条約(UPOV条約)」に定める新規性の要件、「出願がされた締約国の領域以外の領域において、出願日から4年遡った日。ただし、樹木及びびょうどうについては、6年遡った日。」に該当しないため、品種登録による欧州における育成者権の取得を断念せざるを得ない状況でした。

そのため、次なる権利化の手段として、商標による知的財産権の取得を目指しました。種苗法に基づく育成者権は、主に業として流通した種苗に対し権利が及びますが、商標の場合には登録区分に応じた権利化が可能であり、種苗だけではなく果実や加工品等にも権利を及ぼせることも可能です。

2016年、文字商標「YELLOW®」と付随する図形商標をEU及び日本で登録し、許諾する根拠となる知的財産権を得るに至っています。果たして、我が国でも初めてと思われる商標使用許諾の契約交渉は、順調に進んだのでしょうか？

“手探りの契約交渉”

許諾先団体決定当時、我が国で育成された農作物品種を海外に栽培許諾した事例がほとんどありませんでしたが、国際的な農作物の知的財産に係る業務を経験されていた特許法律事務所に業務を委託し、許諾契約締結に向けた交渉を進めてきました。

言葉の壁に加え、商習慣が異なることを双方理解しながら、紳士的な交渉が続けられました。交渉は、メールのやり取りを中心に進めましたが、2011年9月、県知事が訪伊し、南チロル現地における試験栽培の状況を確認するとともに、許諾料率等について、初めて対面で協議していま



許諾商標
「YELLOW®」



す。2014年3月には、本交渉の責任者であるVOG関係者が来県し、大規模商業栽培への移行に合意した覚書を締結し、大規模商業栽培に係る契約に向けた協議が本格化しました。前述した使用商標についても、この協議の中で検討し、決定に至っています。

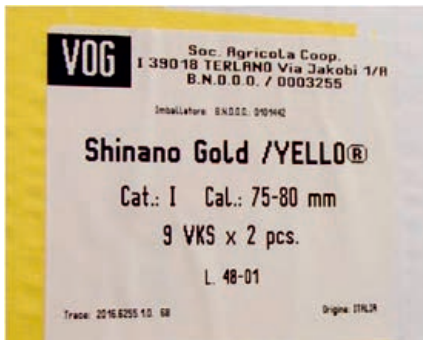
協議の焦点は、やはり許諾料率。協議当初、双方の主張には隔たりがありましたが、協議の進行とともに双方歩み寄り合意に至っています。種苗の販売時及び果実の販売時には、商標「YELLOW®」を使用することを決定しています。長野県とすれば、商標「YELLOW®」の表示のみであれば、「シナノゴールド」をPRする効果がありませんが、EUでは果実の販売時には、包装資材等に品種名を記載する表示義務があるため、「YELLOW®」の評価が上がることは、即ち、「シナノゴールド」の知名度を向上させることになります。また、ウェブサイトやカタログで長野県の品種であることを表示し、長野県の知名度を向上させることに貢献することも契

約に盛り込んでいます。

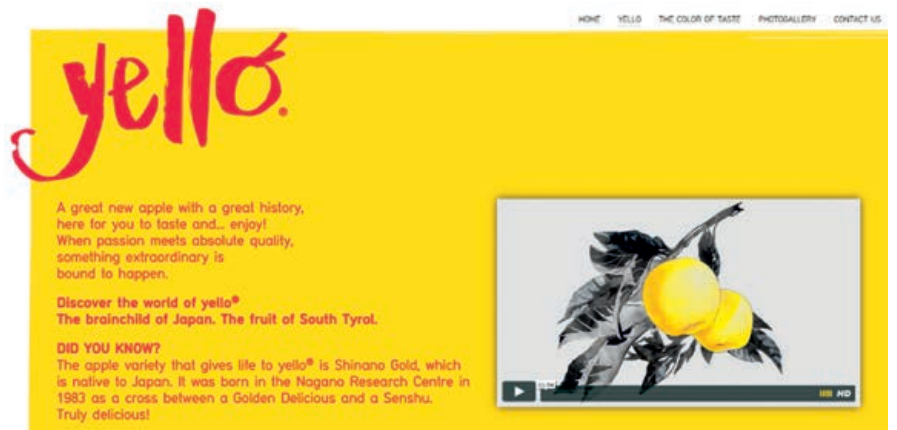
2016年3月、VOG関係者の来県、出席のもと、「品種シナノゴールド及び商標に関するライセンス契約」が締結され、同年11月には、イタリア南チロルで開催された「インターポマ2016」において、県農政部長より、「シナノゴールド」を商標「YELLOW®」で販売する旨を公式発表しています。

本契約では、VOG及びVI.PにEU圏内での独占的な栽培を許諾するとともに、さらに、ロシアや北アフリカ地域の国々等における商標「YELLOW®」による果実販売を許諾しています。また、我が国への輸出を禁止している他、種苗及び果実販売に対し許諾実施料を徴収することとしています。

VOG及びVI.Pから生産されるりんごだけで、我が国のりんごの年間生産量を上回っています。そのうちの40%ほどが「ゴールデンデリシャス」ですので、「YELLOW®」の評価が得られれば、新たな黄色いりんごがEUを席巻することも夢ではないでしょう。



出荷箱のラベルに「Shinano Gold」



「YELLOW®」の説明で長野県を紹介(www.yello-apple.com)
(赤字部分 下から3行目)

“EUから世界へ”

南チロル地域における栽培は、環境条件と生育、果実品質をチェックしながら計画的な拡大が図られています。同時に、世界的な流通体系を確立するためには、EU以外の地域における生産体制を整える必要があります。2016年7月、VOGから、EU以外の商標を出願している国々における、将来的な商業栽培化を見据えた新たな枠組みについ

て提案があり、交渉を開始しました。2019年3月、「品種シナノゴールド及び商標に関する第二ライセンス契約」を締結し、栽培地域及び果実販売地域を拡大しています。現在、この契約に基づき、オーストラリアの1生産団体にサブライセンスを与え、同国における知名度向上を図っています。また、南アフリカ、チリ、アメリカでは、商業化に向けた試験栽培を実施しています。

VOG生産者の
ほ場の様子



(公財)中央果実協会

編集・発行所
公益財団法人 中央果実協会

〒107-0052
東京都港区赤坂 1-9-13
三会堂ビル 2F

電話：03-3586-1381
FAX：03-5570-1852

編集・発行人
今井 良伸
印刷・製本
(有) 曙光印刷



毎日くだもの200グラム運動

当協会の Web サイト
www.japanfruit.jp

お知らせ

メールマガジン「くだもの&健康ニュース」を配信しています。

多くの方の読者登録をお待ちしております。

登録方法は上記当協会の Web サイトをご覧ください。

“契約に至ったポイント”

海外からのオファーがあった当時、既に海外では品種登録ができない状況であったため、我が国で権利消した種苗であれば、当時の種苗法では海外に持ち出されても仕方ない状況でした。しかし、許諾を求めてきた生産者団体は、友好的に協力・提携関係の構築を求めてきました。双方の権利を尊重し、契約を重視するビジネス慣習も、大きく影響したと考えられます。このような点から、許諾相手先に係る信用調査が全てであったと言えるのかもしれませんが、信用、信頼できるパートナーであったからこそ、言葉の壁、慣習の違いを乗り越えて契約に至ったものと考えております。

加えて、長野県における意思決定に

時間を要することに、じれることなく理解を示して対応していただいたことも契約に至ったポイントと考えております。また、先例がほとんどない中でしたが、業務委託しました特許法律事務所の多大な貢献がなければ、契約に至ることはなかったでしょう。単なる英訳ではなく、言葉の奥にある意味や思い等、的確なアドバイスは我々の心強い後ろ盾となりました。

今後、我が国で育成された品種が、一つでも多く世界に羽ばたくことを祈念しますとともに、「シナノゴールド海外許諾」を先例の一つとして役立てていただければ幸いです。

皆さんも、世界に羽ばたいている「シナノゴールド(YELLO®)」を、是非ご賞味下さい。



果実出荷時の商標使用状況(イタリア)

業務日誌

- 3.7.26 全国果実生産出荷安定協議会総会、消費拡大部会及び落葉部会(リモート開催)
- 3.8.2 果樹農業生産構造分析調査検討委員会(第1回)(リモート開催)
- 3.8.12 全国みかん生産府県知事会議総会(書面開催)
- 3.8.23 中央果実協会事業公募選考委員会(第3回)(書面審査)
- 3.9.9 全国果実生産出荷安定協議会第2回かんきつ部会(リモート開催)
- 3.9.22 果樹農業生産構造分析調査検討委員会(第2回)(リモート開催)

人事異動

道県基金協会

区分	新役職	日付	名前	旧役職
退任		3.4.1	濱堀 秀規	徳島県協会事務局長
就任	徳島県協会事務局長	3.4.1	二木 伸一	
退任		3.7.27	阿保 直延	青森県協会会長理事
就任	青森県協会会長理事	3.7.27	大場 勉	
退任		3.7.27	長澤 豊	山形県協会会長理事
就任	山形県協会会長理事	3.7.27	折原 敬一	
退任		3.7.29	松田 清見	徳島県協会理事
就任	徳島県協会理事	3.7.29	前田 安夫	